

## 綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国際交流イベントを通じて、市民の国際理解、多文化理解及び多文化共生を促進するとともに、国際交流活動を行う市内団体の活性化を図るため、国際交流イベントの開催に要する経費に対して補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができるものは、本市において国際交流イベントを主催する一般社団法人、特定非営利活動法人その他民間の団体等（営利を目的としないものに限り、3人以上で構成するものに限る。）であって、主な活動場所又は活動の運営拠点を市内に有するものとする。

2 この要綱による補助金は、補助金を受けようとする年度において既に他の国際交流イベントについて補助金の交付を受けたものについては、補助対象者とししない。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる国際交流イベント（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとし、その補助金額は、別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 日本以外の国の文化、生活習慣等を紹介すること等により、日本人と外国人の交流を図り、又は多文化の理解を深めることを主たる目的とするものであること。
- (2) 広く市民を対象としたものであること。
- (3) 様々な媒体を活用すること等により積極的な周知を図るものであること。
- (4) 出展者の公募枠を設けるよう努めるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する国際交流イベントは、補助の対象とししない。

- (1) 本市から別途補助又は委託等を受けるもの
- (2) 国又は他の地方公共団体から同様の趣旨の補助金等の交付を受けるもの
- (3) 政治的又は宗教的活動を目的とするものと認められるもの
- (4) 営利を目的とするもの
- (5) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号に掲げる

暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等が主催し、又は深く関与するもの

(6) その他公序良俗に反する等、補助対象として適当でないと市長が認めるもの  
(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費（別表第2に定めるものに限る。以下「補助事業経費」という。）から事業の収入を除いた額とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

（補助金の申請）

第5条 補助金の交付を申請しようとするものは、綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金交付申請書兼事業計画書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(1) 綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金収支予算書（第2号様式）

(2) 綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金申請団体の概要書（第3号様式）

(3) 団体の規約、会則又は定款

(4) 団体の役員名簿（団体名、役職名、氏名、振り仮名、生年月日及び住所を記載したもの）

(5) 団体の直近の収支決算書

(6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定等の通知）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付について適否を決定したときは、当該補助金の交付の申請をしたものに対し、綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金交付（不交付）決定通知書（第4号様式）により通知をするものとする。

2 申請者は、前条の規定による申請の日から前項の規定による決定の日までの間にやむを得ず補助対象事業に着手しようとするときは、着手する日の前日までに、事前着手届（第5号様式）を市長に提出するものとする。

（変更等の承認申請）

第7条 規則第6条第1号又は第2号の規定による承認を受けようとする場合は、綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金補助事業変更（中止）承認申請書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

（変更等の承認）

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の変更又は中止について適否を決定し、綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金補助事業変更（中止）承認通知書（第7号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第8条第1項の市長の定める期日は、補助金の交付決定を受けた日から起算して15日以内とする。

（補助金の交付）

第10条 市長は、補助金の交付の決定を受けたものから規則第11条第2項に規定する補助金等交付請求書の提出があったときは、提出のあった日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第11条 補助金の交付を受けたものは、交付対象事業が終了したときは、綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金実績報告書（第8号様式）に、綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金収支決算書（第9号様式）、補助対象経費に係る領収書等及び補助対象事業のチラシ、パンフレット等を添えて、事業が完了した日から起算して30日後の日又は3月末日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第12条 市長は、規則第14条に規定する補助金の返還を命じるときは、綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金返還決定通知書（第10号様式）により行うものとする。

2 補助金の返還期限は、返還決定の日から起算して30日後の日又は4月30日のいずれか早い日までとする。

（書類の整備等）

第13条 補助金の交付を受けたものは、補助金の交付を受けた事業に係る収入及び

支出を明らかにした書類を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、及び保管するものとする。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、事業が完了した日（事業の中止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する市の会計年度の翌年度から起算して、10年間保存するものとする。この場合において、証拠書類等の保存期間が満了しない間に補助金の交付を受けたものが解散する場合は、その権利義務を承継するもの（権利義務を承継するものがない場合は、市長）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象事業の区分		補助金額
大規模特別イベント	来場者数3,000人以上を見込む国際交流イベントのうち、市内外国籍人口比率上位の国・地域をテーマとする新規性が高いもの	補助事業経費の3分の2以内 上限額300,000円
大規模イベント	来場者数1,000人以上を見込む国際交流イベント	補助事業経費の2分の1以内 上限額150,000円
中規模イベント	来場者数200人以上を見込む国際交流イベント	補助事業経費の2分の1以内 上限額70,000円
小規模イベント	来場者数10人以上を見込む国際交流イベント	補助事業経費の2分の1以内 上限額20,000円

別表第2（第4条関係）

補助対象経費	補助対象経費の種類
報償費	講師、演奏者等の謝礼にかかる経費
消耗品費	単価1万円未満（税込）の物品の購入にかかる経費（飲食物は補助対象外）
印刷製本費	チラシ、パンフレット等の作成や印刷にかかる経費
通信運搬費	機材等の運搬、連絡等にかかる経費
広告掲載費	新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等への広告掲載にかかる経費
保険料	イベント保険等の加入にかかる経費
委託料	会場設営、警備、清掃等の委託にかかる経費
使用料	会場使用料、機器賃借、システム利用等に要する経費
交通費	イベント当日の運営補助ボランティアの交通費相当額（1人につき1日上限500円）
その他	その他市長が必要と認める経費

第1号様式（第5条関係）

綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金交付申請書兼事業計画書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地  
（主催者） 団体等名称  
代表者職・氏名  
担当者名  
電話番号

次の事業について、綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金の交付を受けたいので申請します。

補助対象事業の区分 <input type="checkbox"/> 大規模特別イベント <input type="checkbox"/> 大規模イベント <input type="checkbox"/> 中規模イベント <input type="checkbox"/> 小規模イベント	
補助対象事業（イベント）の名称	
開催予定日時	
使用予定会場	
想定参加者（来場者）数	
参加費（予定） <input type="checkbox"/> 有料 <input type="checkbox"/> 無料	（有料の場合、その金額と条件等） 円（ ）
補助事業経費の総額（見込み） 円	事業収入（見込み） 円

補助金交付申請予定額    千円	補助事業経費の総額から事業収入を除いた額の3分の2（大規模特別イベント）又は2分の1（大規模イベント・中規模イベント・小規模イベント）  （1,000円未満の端数は切り捨て）
現状の課題と事業目的	
内容（予定）	
事業効果	
事業運営体制（主催団体内の役割分担・協力団体・出展者等）	
添付資料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金収支予算書（第2号様式）</li> <li>・綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金申請団体の概要書（第3号様式）</li> <li>・主催団体の規約、会則又は定款</li> <li>・主催団体の役員名簿</li> <li>・主催団体の直近の収支決算書</li> <li>・その他市長が必要と認める書類</li> </ul>	

第2号様式（第5条関係）

綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金収支予算書

1 収入の部

（単位 千円）

項目	金額	説明
参加費	千円	
その他収入 (広告料、出展料等)	千円	
協賛金等	千円	
収入小計①	千円	事業収入合計
自主財源	千円	
市補助金	千円	補助事業経費の総額(③)から事業収入(①)を除いた額の3分の2 (大規模特別イベント)又は2分の1(大規模イベント・中規模イベント・小規模イベント)(1,000円未満の端数は切り捨て)
収入合計②	千円	

2 支出の部

（単位 千円）

項目	金額	説明
報償費	千円	
消耗品費	千円	
印刷製本費	千円	
通信運搬費	千円	
広告掲載費	千円	
保険料	千円	
委託料	千円	
使用料	千円	
交通費	千円	
その他	千円	
支出小計③	千円	補助事業経費の総額
市補助対象外経費	千円	
支出合計④	千円	

※収支の合計は一致します。(②=④)

第3号様式（第5条関係）

綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金申請団体の概要書

ふりがな 団体名称				
代表者	職名	ふりがな 氏名		
団体所在地 (運営拠点)	住所			
	URL			
連絡担当者 及び連絡先	ふりがな 氏名 (団体内役職 )			
	住所			
	郵送先住所			
	TEL		FAX	
	Eメール			
設立年月日	年 月 日 (法人格取得年月 年 月)			
設立目的・経緯				
主な事業 及び活動内容				
主な活動場所				
会員数	個人会員 人 (うち 綾瀬市民 人・外国人市民 人)			
	団体会員 団体 ( 年 月 日時点)			
補助金等 交付実績	交付年月	助成事業名称	助成金額	助成内容 (所管課)

第4号様式(第6条関係)

綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付で申請のあった綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金の交付については、綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 補助対象事業	
2 決定区分	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない（理由 ）
3 補助金交付 決定額	円
4 補助条件	(1) 補助対象事業等の内容又は補助対象事業等の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。 (2) 補助対象事業等を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに市長の承認を受けること。 (3) 補助対象事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

第5号様式(第6条関係)

事前着手届

年 月 日

(宛先) 綾瀬市長

申請者 住所又は所在地  
(主催者) 団体等名称  
代表者職・氏名  
担当者名  
電話番号

年 月 日付けで申請した綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金について、綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金交付要綱第6条の規定により、事業を円滑に実施するため交付決定前に着手いたしたく、届け出ます。

交付決定前に 事業の着手が 必要な理由	
---------------------------	--

※交付決定前に着手した場合であっても、当該事業については決定されない場合があります。

第6号様式（第7条関係）

綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地  
（主催者） 団体等名称  
代表者職・氏名  
担当者名  
電話番号

年 月 日付けで交付決定を受けた綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金に係る補助対象事業を次のとおり変更（中止）したいので、綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

1 変更の内容

2 変更（中止）の理由

第7号様式(第8条関係)

綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金変更(中止)承認通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで申請のあった綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金変更(中止)承認については、綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定区分	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない(理由 )
2 変更の内容	

第8号様式（第11条関係）

綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地  
（主催者） 団体等名称  
代表者職・氏名  
担当者名  
電話番号

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた補助対象事業について、綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金交付要綱第11条の規定により実績を報告します。

補助対象事業の区分 <input type="checkbox"/> 大規模特別イベント <input type="checkbox"/> 大規模イベント <input type="checkbox"/> 中規模イベント <input type="checkbox"/> 小規模イベント	
補助対象事業（イベント）の名称	
開催日時	
使用会場	
参加者（来場者）数及びその計測方法	
補助事業経費の総額 円	事業収入 円
補助金交付決定額 円	

内容

事業成果

今後の課題と展望

添付資料

- 1 綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金収支決算書（第9号様式）
- 2 補助対象経費に係る領収書等
- 3 チラシ、パンフレット等

第9号様式（第11条関係）

綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金収支決算書

1 収入の部

（単位 円）

項目	予算額 (X)	決算額 (Y)	増減 (X-Y)	説明
参加費	円	円	円	
その他収入 (広告料、出展料等)	円	円	円	
協賛金等	円	円	円	
収入小計①	円	円	円	
自主財源	円	円	円	
市補助金	円	円	円	
収入合計②	円	円	円	

2 支出の部

（単位 円）

項目	予算額 (X)	決算額 (Y)	増減 (X-Y)	説明
報償費				
消耗品費				
印刷製本費				
通信運搬費				
広告掲載費				
保険料				
委託料				
使用料				
交通費				
その他				
支出小計③				
市補助対象外経費				
支出合計④				

※収支の合計は一致します。（②＝④）

第10号様式(第12条関係)

綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金返還決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付で交付決定を行った綾瀬市国際交流イベント開催経費補助金については、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則第14条の規定により、次のとおり交付した補助金を返還してください。

1 返還金額	(交付決定額	円 円)
2 返還理由		